

様式2

生産行程管理業務規程

作成日 平成 28 年 11 月 28 日

更新日 令和 5 年 4 月 25 日

1 作成者

住所（フリガナ）：アキタケンオガチグンウゴマチタラダアザイズミダ（〒012-1115）秋田県雄勝郡羽後町足田字泉田45-1051

名称（フリガナ）：JA うご ニイナリエンゲイクミアイ 新成園芸組合

代表者（管理人）の氏名及び役職： 組合長 高橋和幸

ウェブサイトのアドレス：

2 農林水産物等の区分

区分名：第2類 野菜類

区分に属する農林水産物等：その他果菜類（オクラ）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ひばり野オクラ

4 明細書の変更

生産者団体である JA うご新成園芸組合（以下「JA うご新成」という。）は、法第 16 条 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導

JA うご新成は、生産者に対し「ひばり野オクラ」の明細書に記載された生産地及び生産方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア JA うご新成は、生産者のほ場を巡回した際に生産地を確認するとともに、栽培状況について「オクラ生育調査表」に記録する。

イ 「ひばり野オクラ」の出荷規格及び最終製品については、JA うご新成から委託を受けたうご農業協同組合の職員が、生産者の作業場において選果や出荷規格の遵守状況を確認し、その結果を「オクラ出荷表」及び「青果物出荷報告書」に記録し、JA うご新成に提出する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

JA うご新成は、上記（1）の手順について、年 1 回以上、その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

（1）栽培方法について

JA うご新成は、明細書に記載された栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産業者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、JA うご新成は、当該生産者の生産した「オクラ」の出荷を停止する。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

JA うご新成は、前記5（1）の周知の際に、地理的表示である「ひばり野オクラ」及びGI マークの使用に係る以下の内容についても周知する。

- （1）明細書の生産方法に基づいて生産された「オクラ」にのみ、地理的表示である「ひばり野オクラ」及びGI マークが使用可能であること。
- （2）GI マークを使用する場合は、地理的表示である「ひばり野オクラ」と併せて使用すること。
- （3）GI マークは、定められた規定に基づいたデザインとする。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

JA うご新成は、地理的表示である「ひばり野オクラ」及びGI マークの違反使用を確認した場合は、当該生産者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、JA うご新成は、当該生産者に対し、地理的表示である「ひばり野オクラ」及びGI マークの使用を禁止できるものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

JA うご新成は、上記6及び8に関して、「ひばり野オクラ」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明したときは、速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

JA うご新成は、次の資料の作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- （1）上記5における「ひばり野オクラ」に係る生産方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料。
- （2）明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合。
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及びJA うご新成が行った指導等に係る資料

11 連絡先

